

改正犯罪収益移転防止法が施行されました

平成28年10月1日、改正犯罪収益移転防止法が施行されましたので、ご注意ください。

宅地建物取引業者は、「特定事業者」として、「宅地・建物の売買契約の締結又はその代理若しくは媒介」を行う際に、下記の本人確認を実施すべきこと等が義務付けられています。

取引時確認の実施（法第4条）

本人特定事項の確認が必要

個人 → 氏名・住居・生年月日・取引目的・職業

法人 → 名称・本店所在地・取引目的・事業内容・実質的支配者

確認記録の作成・保存（法第6条）

7年間の保存義務

取引記録の作成・保存（法第7条）

7年間の保存義務

疑わしい取引の届出（法第8条）

疑いがあると認められる場合には、速やかに免許行政庁に対して届出

主な改正事項

- 1 疑わしい取引の判断基準が明確化され、取引時確認の結果、取引の態様、その他の事情等を勘案して判断することとなった。
- 2 事業者の体制整備
使用人に対する教育訓練・規程の作成等の努力義務が課されることとなった。
- 3 ハイリスク取引の類型の追加
外国の重要な公的地位にある者等との取引が追加。
- 4 顔写真のない本人確認書類（健康保険証や年金手帳等）の場合は、他の本人確認書類又は公共料金の領収書等の提示を受ける、又は転送不要郵便等で取引関係文書を送付する等、追加的な確認措置が必要となった。
- 5 法人の実質的支配者の確認
法人の実質的支配者について、議決権その他の手段により当該法人を実質的に支配している自然人まで遡って確認することとなった。
- 6 取引担当者が正当な取引権限を持っていることの確認に、法人が発行した身分証明書（社員証）は使用できなくなり、委任状等が必要となった。



協会 web サイトの会員専用ページ、契約書・書式集の「不動産の売買契約 関係書式」内に『確認記録、取引記録（個人用）』と『確認記録、取引記録（法人用）』がありますのでご利用ください。

新入会員のご紹介

入会日	免許番号	商号	代表者	所在地	TEL
28.9.1	大臣(1)9036	フジ建装(株)	木村 俊夫	鈴鹿市西条五丁目 75 番地	059-384-2471